

住民監査請求に係る監査の結果について

第1 監査の請求

1 請求の受付

平成24年7月23日、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求書（以下「請求書」という。）が、A外2名から提出された。

2 請求の概要

請求書及び請求書に添付された事実を証する書面（以下「事実証明書」という。）に基づき、本件措置請求の要旨を、おおむね次のとおりと解した。

(1) 請求の要旨

ア 請求理由

- (7) 学校法人兵庫朝鮮学園（以下「兵庫朝鮮学園」という。）は、朝鮮学校（神戸朝鮮高級学校など兵庫朝鮮学園が設置する各種学校をいう。以下同じ。）7校を運営している。
- (4) 朝鮮学校は、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づかない各種学校であり、その構成、人事、予算及び内容に関して、一切の公の支配を積極的に排除し、在日本朝鮮人総联合会（以下「朝鮮総連」という。）を通じて北朝鮮の支配に属している。
- (9) 県は、兵庫朝鮮学園に対し、かねてより外国人学校振興費補助及び私立専修学校高等課程等生徒授業料軽減補助に係る補助金を交付してきた。県は、平成23年度においても、強い反対意見のある中、あえて相当額の補助金を交付しており、また、平成24年度も相当額の補助金の交付を予定している。
- (1) 県による上記(9)の補助金の交付は、公の支配に属しない教育の事業に対する公金の支出を禁じている日本国憲法第89条に違反するとともに、補助金の交付について公益上の必要性を要件とする自治法第232条の2に違反する違憲又は違法な公金の支出である。

イ 求める措置の内容

- (7) 平成24年度に上記ア(9)の補助金を支出してはならない。
- (4) 平成23年度に交付した上記ア(9)の補助金に係る公金の返還を請求せよ。
- (9) 平成23年度に交付した上記ア(9)の補助金に係る公金と同額の損害金の賠償を請求せよ。

(2) 事実証明書

本件措置請求の要旨に係る事実証明書として、次の文書が提出された。

- ア 政府答弁書（平成19年7月10日付け）
- イ 朝鮮総連ホームページ（平成24年（2012年）7月20日付け）を印刷したもの
- ウ 内外情勢の回顧と展望（平成22年（2010年）1月 公安調査庁）
- エ 第175回国会 衆議院文部科学委員会議録第2号（閉会中審査）

3 請求の受理

本件措置請求について、自治法第242条所定の要件を具備していると認め、平成24年7月23日（請求書提出日）付けで受理した。

第2 証拠の提出及び陳述

自治法第242条第6項に規定する証拠の提出及び陳述については、請求人からその機会を辞退する旨の意思表示があったため、実施しなかった。

第3 監査の対象

請求書及び事実証明書に基づき、平成23年度及び平成24年度の兵庫朝鮮学園に対する次の補助金の支出を監査の対象事項とした。

- (1) 外国人学校振興費補助
- (2) 私立専修学校高等課程等生徒授業料軽減補助

第4 監査の結果

本件措置請求について、監査の結果を合議により次のとおり決定した。

本件措置請求については、理由のないものと判断する。

以下、請求書、事実証明書及び企画県民部に対する調査（平成24年8月20日実施）により認定した事実並びにそれに対する判断について述べる。

1 認定した事実

- (1) 兵庫朝鮮学園は、私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項の規定による学校法人であり、同条第5項において準用する同法第31条第1項の規定による知事の認可を受けて設立されている。そして、兵庫朝鮮学園が設置する朝鮮学校は、いずれも学校教育法第134条第1項に規定する各種学校であり、同条第2項において準用する同法第4条第1項の規定による知事の認可を受けて設置されている。なお、請求人がいう朝鮮学校7校のうち、明石朝鮮初級学校が平成24年3月27日付けで廃止されたため、兵庫朝鮮学園が設置する朝鮮学校は6校となっている。
- (2) 上記第3に掲げる補助金の目的、対象並びに平成23年度及び平成24年度の補助の状況は次のとおりである。

ア 外国人学校振興費補助

(7) 目的

外国人学校（専ら外国人の児童・生徒を対象とした教育を行う学校教育法第1条に規定する学校に準じた学校であって、各種学校の認可を受けたものをいう。以下同じ。）に在籍する児童・生徒の修学上の経済的負担の軽減を図り、もって外国人学校教育の運営に資する。

(1) 対象

外国人学校12校を設置運営する7団体

(7) 平成23年度の補助の状況

県は、平成23年度兵庫県企画県民部補助金交付要綱に基づき、対象7団体に対して、合計3億4,300万円を交付している。そのうち兵庫朝鮮学園分については、平成23年12月15日付けで1億3,211万2,000円を概算払いにより交付し、平成24年4月に兵庫朝鮮学園が提出した実績報告書等により同額で交付すべき補助金の額を確定した。

(1) 平成24年度の補助の状況

県は、平成24年度において3億3,200万円を予算計上している。

イ 私立専修学校高等課程等生徒授業料軽減補助

(7) 目的

私立専修学校高等課程等（各種学校に置かれる高等学校の課程に類する課程及び専修学校の高等課程（大学入学資格が付与されるものに限る。）をいう。以下同じ。）に在籍する生徒の保護者の経済的負担を軽減し、就学の機会を確保する。

(1) 対象

県内に私立専修学校高等課程等を設置している学校法人が、当該私立専修学校高等課程等に在籍する生徒の保護者に対し、その所得の多寡に応じて授業料軽減を行う事業

(7) 平成23年度の補助の状況

県は、平成23年度私立専修学校高等課程等生徒授業料軽減補助金交付要綱に基づき、私立専修学校高等課程等を置き、対象事業を実施する13校を設置運営する12団体に対して、合計1,695万5,400円を交付している。そのうち兵庫朝鮮学園分については、平成23年12月15日付けで491万円を概算払いにより交付し、平成24年4月に兵庫朝鮮学園が提出した実績報告書等により同額で交付すべき補助金の額を確定した。

(I) 平成24年度の補助の状況

県は、平成24年度において、私立専修学校高等課程等を含む私立高等学校等の生徒授業料軽減補助の予算として、6億7,053万5,000円を計上している。

(3) 知事は、学校教育法、私立学校法及び私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）に基づき、兵庫朝鮮学園に対して次に掲げる権限を有する。

ア 学校教育法に基づく権限

(7) 各種学校の設置・廃止の認可（同法第134条第2項において準用する同法第4条第1項）

(1) 収容定員に係る学則の変更の認可（同項及び学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第23条第1項第11号）

(7) 各種学校の閉鎖命令（同法第134条第2項において準用する同法第13条第1項）

イ 私立学校法に基づく権限

(7) 学校法人の設立・解散の認可（同法第64条第5項において準用する同法第31条第1項及び第50条第2項）

(1) 教育の調査、統計その他に関する必要な報告書の提出の要求（同法第64条第1項において準用する同法第6条）

(7) 学校法人の解散命令（同法第64条第5項において準用する同法第62条第1項）

ウ 私立学校振興助成法に基づく権限

(7) 会計の状況に関する報告の徴収（同法第16条において準用する同法第12条第1号）

(1) 関係者に対する質問及び帳簿、書類その他の物件の検査（同号）

(7) 収容定員を著しく超えて入学させた場合は是正命令（同法第16条において準用する同法第12条第2号）

(I) 予算の変更勧告（同法第16条において準用する同法第12条第3号）

(4) 役員の解職勧告（同法第16条において準用する同法第12条第4号）

(4) 県は、上記(3)の権限に基づき、兵庫朝鮮学園に対して次のような調査を実施している。

ア 県は、朝鮮学校その他の外国人学校を設置する学校法人等に対して、調査票その他の文書による調査を、毎年度5月に実施している。

調査票には、役員名簿、教職員と児童・生徒の数、授業時間数、授業料の額、他の補助金の受給状況などが記載されており、また、資料として学則、カリキュラム表、入学案内及び決算書の提出を受けている。

イ また、県は、補助金を交付した学校法人等に対して、定期的に実地調査を実施しており、兵庫朝鮮学園については、平成23年10月に実施している。

実地調査では、決算書、支出伝票、現金出納簿等と、補助金の実績報告書等を突合すること等により、会計処理の状況等进行检查し、補助事業が適正に実施されていることを確認している。

ウ なお、県は、上記(2)のとおり、補助金を交付した学校法人等から、補助金交付要綱に定められた手続に沿って、実績報告書等を提出させ、補助事業の内容を確認している。

(5) 教育の事業に対する日本国憲法第89条にいう公の支配について、平成2年1月29日東京高等裁判所判決では「その程度は、国又は地方公共団体等の公の権力が当該教育事業の運営、存立に影響を及ぼすことにより、右事業が公の利益に沿わない場合にはこれを是正しうる途が確保され、

公の財産が濫費されることを防止しうることをもって足りる」とされている。

また、このことについて、平成22年5月11日付けの「衆議院議員浅尾慶一郎君提出外国人学校に関する再質問に対する答弁書」における政府見解では「『外国人学校』が、私立学校法…に規定する法人により設置された教育施設であって、学校教育法…に規定する各種学校として認可されたものである場合、当該教育施設に対する公費の助成に関しては、同法による学校の閉鎖命令、私立学校法による法人の解散命令、私立学校振興助成法…による収容定員の是正命令、予算の変更勧告、役員了解職勧告等の規定の適用があることから、このような国又は地方公共団体の特別の監督関係の下に置かれる教育の事業は、御指摘の『外国政府からの支援』等のいかんにかかわらず、憲法第89条にいう『公の支配』に属すると解される」とされている（平成15年5月29日参議院内閣委員会での内閣法制局第2部長の答弁及び昭和54年3月13日参議院予算委員会での内閣法制局長官の答弁も同旨）。

- (6) 補助金の支出に係る自治法第232条の2にいう公益上の必要性に関する判断について、平成13年5月29日広島高等裁判所判決では「補助の要否を決定する地方公共団体の長に一定の裁量権があるものと解される」としたうえで、「裁量権の範囲には一定の限界があり、当該地方公共団体の長による公益上の必要性に関する判断に裁量権の逸脱又は濫用があったと認められる場合には、当該補助金の交付は違法と評価されることになるものと解するのが相当である」とされている。

2 判断

- (1) 請求人は、兵庫朝鮮学園が運営する朝鮮学校が日本国憲法第89条に定める公の支配を排除し、北朝鮮の支配に属しているものであるとし、兵庫朝鮮学園に対する補助金の交付は公の支配に属しない教育の事業に対する公金の支出に当たり、同条の規定に反し違憲であると主張する。

しかし、知事は、上記1(1)から(3)までのとおり兵庫朝鮮学園に対して学校教育法、私立学校法及び私立学校振興助成法に基づく権限を有し、上記1(4)のとおり現にこれを行行使している。このことを教育の事業に対する公の支配に関する上記1(5)の判決及び政府見解に当てはめると、県は兵庫朝鮮学園に対して政府見解がいう「特別の監督関係」にあり、これをもって判決がいう「公の利益に沿わない場合にはこれを是正しうる途が確保され」としていると認められる。

よって、兵庫朝鮮学園による教育の事業は公の支配に属しないものということとはできない。

- (2) また、請求人は、兵庫朝鮮学園に対する補助金の交付は自治法第232条の2の規定に反し違法であると主張する。

しかし、請求人は、兵庫朝鮮学園に対する補助金の交付について、いかなる点が上記1(6)の判決がいう「公益上の必要性に関する判断に裁量権の逸脱又は濫用があったと認められる」というのか、その理由を明らかにしていない。また、兵庫朝鮮学園に対する補助金は、上記1(2)のア(ア)又はイ(ア)で掲げる目的をもって、予算の範囲内で支出されるものであり、補助金の交付に裁量権の逸脱又は濫用があったとする特段の事情も認められない。

よって、兵庫朝鮮学園に対する補助金の交付に係る公益上の必要性に関する判断について、知事に裁量権の逸脱又は濫用があったということとはできない。

- (3) これらのことから、本件措置請求に係る兵庫朝鮮学園に対する補助金の交付は、日本国憲法第89条及び自治法第232条の2の規定に反する違憲又は違法な公金の支出には当たらない。

以上のとおり、兵庫朝鮮学園に対する補助金のうち、平成23年度に交付した補助金に係る公金の返還及び同額の損害金の賠償を請求すること、並びに平成24年度の補助金を支出しないことを求める、とする本件措置請求には、理由がないものと判断する。